

○芦屋市緑化事業助成金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民、事業者又はこれらの者で組織する団体(以下「市民等」という。)が市内において実施する緑化事業に対し助成することにより、市民等による緑化への取組を推進することを目的とする。

(対象者及び対象事業)

第 2 条 助成を受けることができる者は、芦屋市内において別表に掲げる事業(以下「対象事業」という。)を実施する市民等(緑化事業を業とする者は除く。)とする。ただし、既にこの要綱若しくは芦屋市緑化等環境保全事業助成金交付要綱(平成 15 年芦屋市要綱)に基づく助成金の交付を受けた者又は本市若しくは他の公共団体等による同趣旨の助成を受けている者は除くものとする。

(助成額)

第 3 条 助成額は、対象事業の実施に要する経費の 2 分の 1 の額とし、10 万円を限度とする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 助成金の総額は、当該年度における予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、緑化事業交付申請書(様式第 1 号)に必要書類を添付して市長に申請するものとする。

(交付決定等)

第 5 条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、その旨を緑化事業助成金交付・不交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たっては、条件を付することができるものとする。

(助成金の変更申請等)

第 6 条 助成金の交付決定を受けた者が、交付決定を受けた事業の経費を変更するときは、緑化事業助成金交付決定変更申請書(様式第 3 号)に必要書類を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めるときは、緑化事業助成金交付決定変更通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(完了報告)

第 7 条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに対象事業に着手し、事業完了後 1 月以内に緑化事業完了報告書(様式第 5 号)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第 8 条 市長は、前条の規定による完了報告があったときは、完了検査を実施し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付決定を受けた者に緑化事業助成金交付額確定通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第 9 条 前条の規定により助成金交付額確定通知を受けた者は、芦屋市緑化事業助成金請求書(様式第 7 号)により市長に交付請求するものとする。

(助成金の交付)

第 10 条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第 11 条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付を受けた助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (3) その他市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

種別	基準
ア 生け垣緑化事業 (樹木の植栽)	高さ 1m 以上の常緑樹を延長 2m 以上植栽するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面し、かつ、樹木にあつては、外部から眺望できる部分の高さが概ね 50cm 以上であること。
(つる性植物の植栽)	ネットフェンス、ブロック塀、コンクリート塀等を延長 2m 以上被覆するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面していること。
イ 壁面緑化事業	建物又は擁壁の壁面を延長 2m 以上被覆するもの

ウ 駐車場緑化事業	2m ² 以上の張芝等の植生ブロック又は植栽をするもの
エ 屋上緑化事業	樹木, 芝又は地被植物により植栽するもの
オ シンボルツリー植樹事業	高さ 1.5m 以上の樹木の植樹
カ その他緑化・植樹事業	必要と認めるもの

備考

- 1 育成管理のための費用は除く。
- 2 移動させることができる植栽, 植樹等は除く。